

雇用調整助成金の助成内容 (案) について

新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る雇用調整助成金の特例措置等の対応

通常制度	経過措置期間 (令和4年12月1日～令和5年3月31日)		令和5年4月1日以降の通常制度（案）
	特に業況が厳しい事業主（注2） (令和4年12月1日～令和5年1月31日)		
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（注1）		通常制度
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月10%以上低下		通常制度（注3）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象		通常制度
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：2/3（9/10） 大企業：1/2（2/3）	休業の助成率 中小：2/3 大企業：1/2	通常制度
休業・教育訓練の助成額の上限額：8,355円	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 8,355円	通常制度
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃		通常制度
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃		通常制度
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃		通常制度
支給限度日数：1年100日、3年150日	支給限度日数 1年100日、3年150日 ※コロナ特例中（令和2年1月24日～令和4年11月30日）の日数はカウントしない。 ※クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。		通常制度 ※コロナ特例中（令和2年1月24日～令和4年11月30日）の日数は支給限度日数にカウントしない。
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和（一斉でなくても可）		通常制度
休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	休業規模要件：1/40（中小）、1/30（大企業）		通常制度
残業相殺：有	残業相殺：停止		通常制度
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：2/3（9/10） 大企業：1/2（2/3） 加算額：2,400円（中小） 1,800円（大企業）	教育訓練の助成率 中小：2/3 大企業：1/2 加算額：2,400円（中小） 1,800円（大企業）	通常制度
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内		通常制度
不正受給事業主、労働保険料滞納事業主、労働法令違反事業主等：支給対象外	支給対象		通常制度

※ 助成率における（）は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（注1）対象期間の初日が令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間にある事業主に限る。

（注2）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

（注3）コロナ前比較不可

※ 通常制度移行後も、記載事項の大幅な簡略化や添付書類の書類の削減を実施

例）休業実績一覧表について、日ごとの実績記載を不要とする（合計のみとする） など

参 考 資 料

雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額の推移

○ 雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額は、緊急事態宣言期間等には増加したものの、概ね減少傾向。

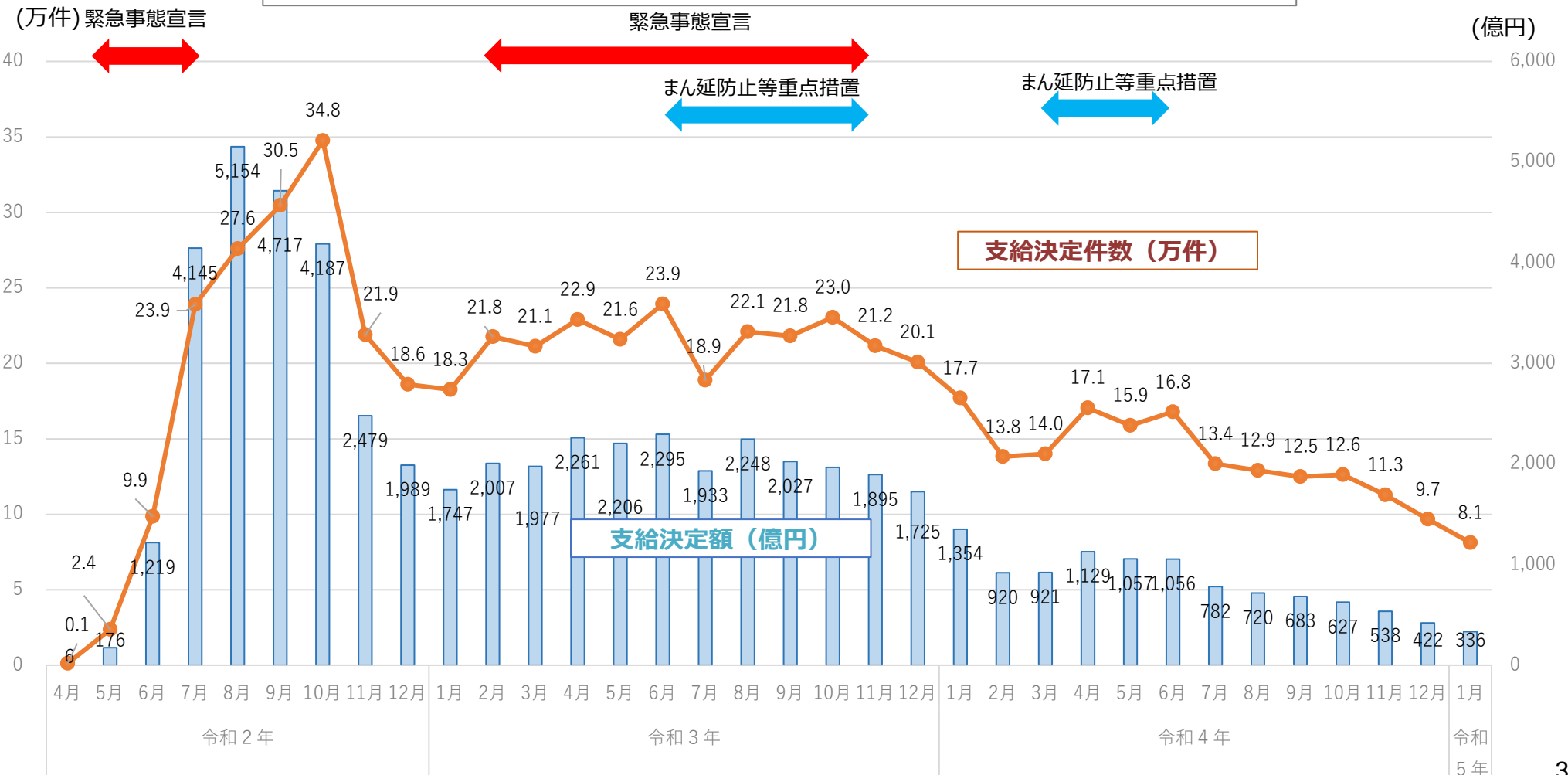
<令和5年1月末時点の累計>

・支給決定件数：602.1万件

・支給決定額：5兆8,905億円（うち大企業：9,360億円、中小企業：4兆8,614億円）

※企業規模不明が一定数存在する。

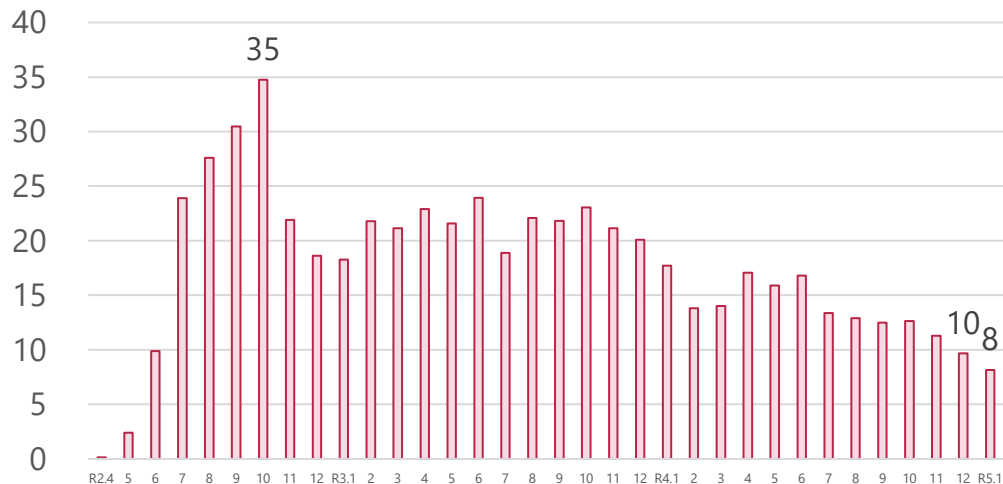
※令和5年1月末時点の数値で集計



雇用調整助成金の支給状況推移

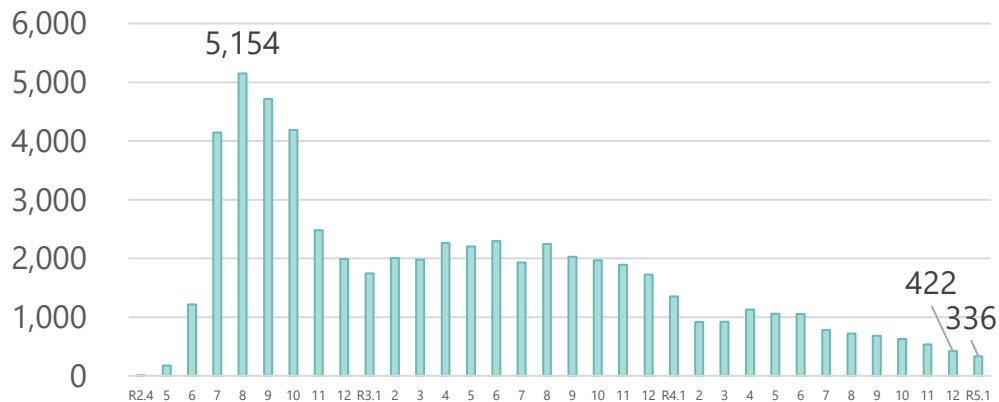
支給決定件数月別推移

(万件)



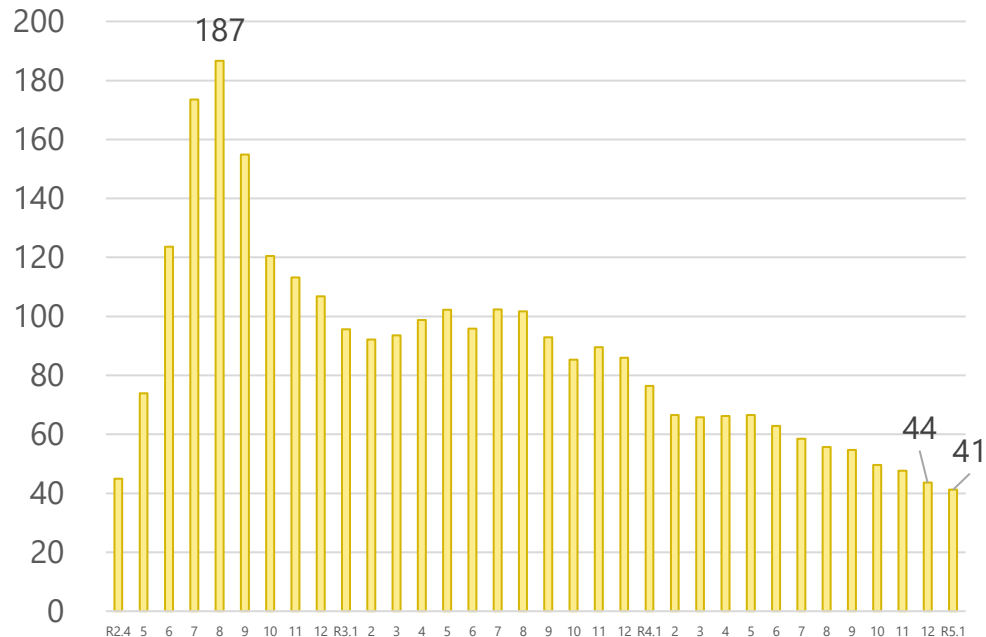
支給決定額月別推移

(億円)



1件あたり支給決定額月別推移

(万円)



注1 支給決定額は、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む。

雇用調整助成金の支給決定額（業種別（大分類別））

	産業分類 (大分類)	雇用調整助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合
1	製造業	1,387,208	23.6%
2	宿泊業，飲食サービス業	1,001,440	17.0%
3	卸売業，小売業	920,737	15.6%
4	運輸業，郵便業	715,349	12.1%
5	生活関連サービス業，娯楽業	425,055	7.2%
6	サービス業（他に分類されないもの）	402,522	6.8%
7	学術研究，専門・技術サービス業	267,091	4.5%
8	建設業	245,785	4.2%
9	情報通信業	195,655	3.3%
10	不動産業，物品賃貸業	122,146	2.1%
11	医療，福祉	106,007	1.8%
12	教育，学習支援業	48,616	0.8%
13	金融業，保険業	22,849	0.4%
14	複合サービス事業	12,006	0.2%
15	分類不能の産業	10,478	0.2%
16	農業，林業	2,892	0.0%
17	漁業	1,479	0.0%
18	鉱業，採石業，砂利採取業	1,342	0.0%
19	電気・ガス・熱供給・水道業	1,104	0.0%
20	公務（他に分類されるものを除く）	689	0.0%
合計		5,890,450	100%

- ※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和5年1月末までの支給決定分を集計したもの
- ※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む
- ※3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位5産業について網掛けをしている
- ※4 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている
- ※5 四捨五入の関係で合計が一致しない。

雇用調整助成金の支給決定額（業種別（中分類別））

	産業分類 (中分類)	雇用調整助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合
1	飲食店	622,441	10.6%
2	宿泊業	374,358	6.4%
3	道路旅客運送業	290,756	4.9%
4	その他の事業サービス業	240,673	4.1%
5	輸送用機械器具製造業	232,579	3.9%
6	専門サービス業（他に分類されないもの）	194,102	3.3%
7	運輸に附帯するサービス業	181,433	3.1%
8	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	175,766	3.0%
9	その他の小売業	167,886	2.9%
10	娯楽業	160,708	2.7%
11	金属製品製造業	148,428	2.5%
12	洗濯・理容・美容・浴場業	138,826	2.4%
13	食料品製造業	134,661	2.3%
14	情報サービス業	127,720	2.2%
15	その他の生活関連サービス業	125,520	2.1%
16	道路貨物運送業	119,205	2.0%
17	飲食料品小売業	115,165	2.0%

	産業分類 (中分類)	雇用調整助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合
18	はん用機械器具製造業	112,251	1.9%
19	繊維工業	105,288	1.8%
20	電気機械器具製造業	104,308	1.8%
21	印刷・同関連業	100,127	1.7%
22	職別工事業（設備工事業を除く）	99,497	1.7%
23	その他の卸売業	97,383	1.7%
24	織物・衣服・身の回り品小売業	96,029	1.6%
25	総合工事業	81,245	1.4%
26	各種商品小売業	79,348	1.3%
27	職業紹介・労働者派遣業	75,968	1.3%
28	航空運輸業	74,692	1.3%
29	医療業	68,565	1.2%
30	その他の製造業	65,267	1.1%
31	設備工事業	65,042	1.1%
32	鉄鋼業	63,838	1.1%
33	飲食料品卸売業	58,492	1.0%
34	上記以外	992,882	16.9%
合計		5,890,450	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和5年1月末までの支給決定分を集計したもの

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位5産業について網掛けをしている

※4 雇用調整助成金に係る支給決定額が全体に占める割合で1%以上の産業を掲載している

※5 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

※6 四捨五入の関係で合計が一致しない。